

日進市と中部大学との連携協力に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と中部大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、幅広い分野で相互に連携協力することにより、まちづくり、教育、文化振興、地域医療など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 日進市のまちづくり及び地域の活性化に関すること。
- (2) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (3) 学校教育、生涯学習、文化振興、福祉及び地域医療に関すること。
- (4) 学生ボランティア、インターンシップ等の活動及び地域コミュニティとの活動に関すること。
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（協定存続期間）

第4条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも別段の申し立てがない場合は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印して、各1通を保有するものとする。

平成25年11月5日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市

日進市長

乙 愛知県春日井市松本町1200番地

中部大学

学長